

通行止めにご協力をお願いします



がけ地からの岩の崩落に伴い、宮地岳町亀ヶ淵地内の県道大宮地宮地岳線の一部の全面通行止め（終日）を実施しています（歩行者や自転車なども通行できません）。

現在、早期復旧に向け、測量・設計を実施していますが当面、通行規制が続くことになります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、通行止めの期間については決まりしだい「市政だより天草」などでお知らせします。

【問い合わせ先】天草地域振興局 維持管理課 ☎②4682



図書館へ行こう！

【図書館ホームページ】
<http://www.lib.city.amakusa.kumamoto.jp/>
 【問い合わせ先】中央図書館 ☎③7001

～中央図書館からのお知らせ～

サークル活動に参加しませんか

中央図書館では、各種サークル活動の会員を募集しています。対象は、いずれも市内在住の小学生以上の人です。参加を希望する人は、電話で同館 ☎③7001へお申し込みください。

《みずのわ読書会》

著名な作家の作品を読んで読後の感想を交換し、作品や作者への理解を深めたり、文学散策を行ったりして、「読書」の楽しさを味わっています。

■と き＝毎月第3木曜日、10時～11時30分

《古文書学習会》

地域に眠る古文書を解読することで、郷土についての認識を深めることを目的に開催しています。

■と き＝毎月第3土曜日、14時～16時

■会 費＝年額1,000円（テキスト代）

みんなおいでよ！「おたのしみ会」

絵本の読み聞かせやエプロンシアターなど、毎回楽しい内容で子どもたちを「おはなしの世界」へいざないます。

■対 象＝小学校低学年までの幼児・児童とその保護者。

■と き＝毎月第4土曜日、13時30分～15時30分

■と ころ＝本渡南公民館

開館時間を延長！

7月1日①から8月31日②までの毎週水曜日と金曜日は午後8時まで開館します。

皆さん、ぜひこの機会にご利用ください。

※開館時間 水・金曜日…午前9時～午後8時
 火・木曜日…午前9時～午後6時
 土・日曜日…午前9時～午後5時

広告

広告

2008 サマーキャンプ

富岡往還

参加者募集

『鈴木三公の足あとを訪ねて』

自然に触れながら、先人の足あとを訪ねてみませんか。本渡地区の本町から苓北町富岡までの旧富岡往還道（山道）を歩きます。富岡ではお寺に宿泊し、ゲームや海水浴などを楽しめます。ぜひご参加ください。

■対象＝市内の小中学校3年以上の人（親子での参加も可）。

■と き＝7月12日①・翌13日②（1泊2日）。

■定員＝40人（申し込み多数の場合は抽選）。

■参加料＝1人2,000円。

■申込方法＝電話またはFAX・電子メール（住所・氏名・年齢・電話番号を記入）で、7月4日③までに本町公民館へお申し込みください。

【電話・FAX】③4735

【電子メール】honmachi-ko@city.amakusa.lg.jp

【問い合わせ先】本町公民館 ☎③4735

牛深総合センター自主事業

熊本リージョナルシアター（地域演劇祭）

劇団0相（ゼロソー）『アクワリウム』を開催

牛深出身の河野ミチユキさんが代表を務める劇団0相。今回、同劇団による演劇「アクワリウム」を開催します。この演劇は、観光施設として巨大な水族館が建設された、ある海辺のまちを舞台に、水族館職員らが繰り広げる人間ドラマとまちの再生を描いた作品です。

舞台上に客席を設置し、間近で演劇を楽しめる小劇場方式で実施します。200席限定です。

皆さん、ぜひご来場ください。

■と き＝8月10日① 午後1時30分から

■と ころ＝牛深総合センターホール

■入場券＝おとな1,000円、高校生以下は無料（ただし、入場券が必要です）。

※入場券は7月10日②販売（配布）開始。

■入場券取扱所＝牛深総合センター、天草市民センター、本庁（別館）・文化課

【問い合わせ先】牛深総合センター ☎③4191



年金情報

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることができない人のために、保険料が免除される制度があります。

免除の種類は右表のとおり4つがあり、それぞれ本人・配偶者・世帯主の前年の所得などによって判定されます。申請して認められると、申請した月からさかのぼって最初の7月分から翌年の6月分までの保険料が全額または一部免除されます。ただし、免除を受けた期間分については、将来受け取る年金（老齢基礎年金）の額が減額されます。希望する人は、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課へ申請してください。

なお、次の①～③のすべてを満たす人は申請の必要はありません。①前回の申請時に免除継続を希望している②全額免除または納付の猶予（失業を理由として承認された人を除く）を受けている③確定申告・住民税申告を今年している、または給与所得者で事業所が給与支払報告

【問い合わせ先】本庁・保険年金課国民年金係（内線1137）

牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

◆免除の種類と納付額（月額）

免除の種類	納付額
全額免除	0円
4分の3免除（残りの4分の1を納付）	3,600円
半額免除（残りの半額を納付）	7,210円
4分の1免除（残りの4分の3を納付）	10,810円

書を市に提出している。

後で経済的に余裕が出てきた場合には、10年以内であれば免除期間分の保険料をさかのぼって納めることができます（ただし、免除の承認を受けて2年を過ぎた場合は加算額がつきます）。

※30歳未満で、本人、配偶者の前年の所得が一定以下の人は、世帯主の所得に関係なく保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」が利用できます。

※学生で前年の所得が一定以下の人は、「学生納付特例制度」が利用できます。この場合は、一般の免除申請はできません。